



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 技研興業株式会社
コ ー ド 番 号 9764 (東証第二部)
代 表 者 名 代表取締役社長 木村温
問 合 せ 先 取締役管理本部長 柳原洋一
TEL (03) 3398-8500

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 57 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

・株式にかかる決議事項の追加

当社はこれまで、募集株式の発行及び新株予約権の発行等に関する事項について、取締役会の決議事項としておりましたが、株主の権利を尊重し、株主の意見を今後の事業展開に反映させることを目的として、株式にかかる決議事項の追加を第 12 条に新設するものであります。

・取締役及び監査役の責任免除事項の変更

「会社法の一部を改定する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」と言います。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 26 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の変更を行うものであります。なお、第 26 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (株主名簿管理人) 第 1 1 条 (条文省略)	第 2 章 株 式 (株主名簿管理人) 第 1 1 条 現行どおり
新 設	<u>(決議事項)</u> 第 1 2 条 募集株式の発行及び新株予約 権の発行等に関する事項は、株主 総会の決議を要する。
第 1 2 条 (条文省略)	現行定款第 1 2 条を第 1 3 条として以下 条数を繰り下げる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>社外</u>取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>社外</u>監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 現行どおり</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、<u>同法第423条第1項</u>の当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第35条 現行どおり</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間に、<u>同法第423条第1項</u>の当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 25 日
 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 25 日

以 上